

第

二十六條 左記 餞別ノ場合ニハ 物品ヲ贈呈スル者
遺骸後一月以内ニ遺出スルモノハ其内葬會ニ準シテ大奉安會ニテ親親ニテ送付スル事行フモトス
但シ事情上ヨリ得ズニハ一月以後ニ送山スル場合トモモ時ニ反撥ヲ行フコトヲモトス

キ夫レ夫レ一統ヨリ見送りヲ為ス

一 加盟者出征又ハ入營スルトキハ 銘旗ニ
號又ハ適當ノ方法ニテ 相當ノ場所ニテ

若干名見送ルコト

二 加盟者 送山スルトキハ 相當ノ場所ニ
若干名見送ルコト

第

二十七條 加盟者 傷病ニ罹リ一月以上休業スル
トキハ一月ノ内ニ一統ヨリ二名見舞ニ行キ 御
見舞品ヲ贈呈スルモノトス 但シ重患ト認メ
ルトキハ十五日毎ニ見舞ヲ為シ 尚必要ト認
メタルトキハ更ニ其ノ期間ヲ短縮スルコトヲ

ル
トキハ

第

二十八條 加盟又ハ其ノ家族死亡シタルトキハ一

統ヨリ二名以内ニ行キ 御供物ヲ為

左記祭料ノ贈呈ニ加盟者全
半田ノ家族金五兩、但シ生後一月
未満モハ半額。尚祭料

第二十九條 左ノ場合ニ必要ナリト認メタルトキハ一

名乃至四名ノ手傳ヲ送ル

一 加盟者又ハ其家族ノ葬式

二 加盟者カ入院シ又ハ轉地療養ヲ為ス場合

三 加盟者カ 退山スル場合
頭等ノ手傳共死ニ因リ送付スルモノトモモ送付アルモノトモモ以テ祭料手傳替ノ第ニ準

第三十條 第二十五條乃至第二十九條ニ規定セ

ル 悔見送及手傳ニハ 委員世話役又ハ臨時在
話役之レニ當ルモノトス